二　燃料装置は、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第２改訂版の規則18.（18.1.8.2.、18.1.8.4.、18.3.4.から18.3.6.まで、18.6.、18.7.1.1.、18.7.2.1.、18.7.9.、18.9.2.、18.12.及び18.13.を除く。）に限る。）に定める基準に適合するものであること。ただし、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第２改訂版の規則6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに規則8.1.及び8.3.から8.11.まで（ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に限る。）に適合するものであるときは、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第２改訂版の規則18.1.2.に限る。）の規定は適用しない。

6　液化天然ガス（メタンガスを主成分とする液化ガスをいう。以下同じ。）を燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ　容器再検査を受けたことのないガス容器　国際相互承認容器細目告示第26条第４号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること

ロ　容器再検査を受けたことのあるガス容器　国際相互承認容器細目告示第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること

二　燃料装置は、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第２改訂版の規則18.（18.1.8.1.、18.1.8.4.、18.3.1.から18.3.3.まで、18.5.、18.7.1.（18.7.1.1.を除く。）、18.7.2.（18.7.2.1.を除く。）、18.8.3.、18.8.7.1.、18.9.1.、18.10.3.及び18.10.4.を除く。）に限る。）に定める基準に適合するものであること。ただし、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第２改訂版の規則6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに規則8.1.及び8.13.から8.22.まで（ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に限る。）に適合するものであるときは、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第２改訂版の規則18.1.2.に限る。）の規定は適用しない。

（車枠及び車体）

第22条　（略）

２　（略）

３　次に該当する車枠及び車体は、前項第４号の基準に適合するものとする。

一　自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる２平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等）が当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないもの。この場合において、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備えるタイヤであって、協定規則第30号の技術的な要件（同規則第２改訂版の規則3.（3.2.を除く。）及び6.に限る。以下第100条及び178条において同じ。）に適合するもののサイドウォール部の文字、記号並びに保護帯及びリブの突出にあっては、突出していないものとみなす。

二・三　（略）

（新設）

（車枠及び車体）

第22条　（略）

２　（略）

３　次に該当する車枠及び車体は、前項第４号の基準に適合するものとする。

一　自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる２平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等）が当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないもの

二・三　（略）